

議案参考資料

[平成30年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人事課 人事担当

議案名

議案第68号 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、特別職の常勤職員の期末手当の支給月数について所要の改正を行おうとするものです。

概要

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月引き上げます。

(年間支給月数4.35月⇒4.40月) [平成30年12月1日から適用]

(施行期日：公布の日)

背景・経過

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数については、一般職の職員の給与条例改正に準じて改正を行っております。